○九州地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
五十七号	一般国道	

区間		後変更前	敷地の幅員	延長	備考
九五諫早平番早	後	B	一一・〇	八八〇メートル	うる関上記
次一か森六ら山	前	A	一一・〇	八八〇メートル	敷係記地図A
二同町六市田番森尻		B	一・〇	九六・〇	の面及区にび
一山字○町潟まで田揚尻一		A	一・〇	九六・〇	分表Bを示は、いす
六八字東		A	一一・〇	八八〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
五十七号	一般国道	

区間		後変更前	敷地の幅員	延長
豊大野市朝地町	後	B	一一・〇メートル	一〇キロメートル
下後野字胡麻町七五番一まで	前	A	一二・六メートル	六六〇メートル
町野字前七三番一から同市朝地		A	一二・三メートル	六六〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４５号

岡山県浅口市鴨方町深田2506番地
債務者　山崎　真悟（旧姓秀平）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５１６号

埼玉県富士見市大字水子1989番地
債務者　水宮　敏之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８６５号

神戸市中央区元町通７丁目１―17　神戸博愛病院内、住民票上の住所神戸市東灘区北青木２丁目９番５―107号
債務者　三原　三男
成年後見人　三原美代子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３号

兵庫県丹波市市島町与戸113番地123
債務者　國井　淳二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第４５９６号

大阪府吹田市泉町５丁目９番36―206号
債務者　田中　淳治
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　康洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３８号

大阪府吹田市岸部中２丁目８番Ｆ―302号
債務者　古谷　克己
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３９号

大阪府吹田市岸部中２丁目８番Ｆ―302号
債務者　古谷　月子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７０号

大阪市住吉区南住吉４丁目６番18号　グレース南住吉307号、事業所所在地大阪市住吉区山之内１丁目23番27号―106号
債務者　プリマートこと　吉岡　秀友
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０００号

横浜市鶴見区梶山１丁目25番21号
債務者　臼田　恵里
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００１号

横浜市鶴見区梶山１丁目25番21号、住民票上の住所横浜市港北区樽町４丁目５番17―205号
債務者　臼田　信夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号

滋賀県守山市下之郷２丁目２番12号
債務者　クリアルファゼルＢＮこと　別所　修
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大津地方裁判所民事部